別紙１

自然環境の評価について

対象地域の設定

首都圏整備法に基づく既成市街地、近郊整備地帯（沿岸域を含む）

↓

対象とする自然環境の設定

・自然植生、二次的自然、農地・林地、水域などを対象として設定

↓

自然環境を機能毎に評価

・既存のデータを用いて定量的に評価
・5つの機能毎に5ランクで評価

← **自然環境を５つの機能に分類**

・生物多様性保全の場提供機能
・人と自然とのふれあいの場提供機能
・良好な景観提供機能
・都市環境負荷調節機能
・防災機能

↓

保全すべき自然環境の抽出

・生物多様性保全の場、人と自然とのふれ あいの場、良好な景観提供の各機能の評価におけるランク1～3を基にゾーンとして抽出
・他の2機能は妥当性を判断する材料として利用
・ゾーン内で拠点となる地区をコアエリアとして選定

← **抽出の際に着目する５つの観点**

・市街地の周辺部を大規模に取り巻く自然環境
・市街地に拠点として存在する、あるいはくさび状に入り込んでいるまとまりのある自然環境
・市街地に存在する都市公園、河川などの自然環境
・湖沼、水田、樹林地、河川などの異なる態様が混在する自然環境
・沿岸域の自然環境